

# 衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月8日（金）、第2回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・ 山下法務大臣、左藤内閣府副大臣、平口法務副大臣、國重総務大臣政務官、上野厚生労働大臣政務官、濱村農林水産大臣政務官、石川経済産業大臣政務官、工藤国土交通大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

(質疑者) 松平浩一君(立憲)、山尾志桜里君(立憲)、階猛君(国民)、源馬謙太郎君(国民)、藤野保史君(共産)、串田誠一君(維新)、井出庸生君(社保)、宮崎政久君(自民)、遠山清彦君(公明)

(質疑者及び主な質疑事項)

### 松平浩一君(立憲)

#### (1) コインハイブ事件

- ア 他人のPCに仮想通貨を不正に採掘させるプログラム(コインハイブ)を利用した不正指令電磁的記録供用等事件の現在までの検挙件数及び検挙人員
- イ 日本の刑法は罪刑法定主義を踏まえていることの確認
- ウ 罪刑法定主義に照らすと、無断でPCのCPUを使う動画広告は適法で、コインハイブは違法なのか、構成要件である「不正な指令」が不明確であるため、刑法の不正指令電磁的記録に関する罪規定を改善する必要性
- エ 法務省がホームページに掲載している不正指令電磁的記録に関する罪についての解釈は不明確であり、新しい技術が否定される根拠となってしまうおそれがあるとの意見に対する法務省の見解
- オ 不正指令電磁的記録に関する罪を新設した刑法改正時の参議院法務委員会の附帯決議の項目である同罪の構成要件の意義の周知徹底の努力を踏まえて行っている同罪の適用に関する国民の予測可能性を高めるための法務省の取組の現状及び今後の方針
- カ 警察庁のホームページにおいて、仮想通貨を採掘するツール(マイニングツール)に関する注意喚起を行っている趣旨
- キ 上記の参議院法務委員会の附帯決議を踏まえ、警察庁においても不正指令電磁的記録に関する罪の構成要件についての周知徹底を行う必要性
- ク 最先端の技術に係る事件の捜査においてソフトウェアの開発等に影響を与えない適切な運用をするための警察庁の取組の現状
- ケ イノベーションを阻害しないという観点からのサイバー犯罪の取締りに関する法務大臣の所見

#### (2) インターネット上の名誉毀損・侮辱

- ア インターネット上の人権侵犯事件の件数が過去数年で急増している原因
- イ インターネットへの書き込みによる名誉毀損罪及び侮辱罪の検挙件数
- ウ インターネット上のヘイトスピーチに対し、侮辱罪が適用されたとの本年1月16日の新聞報道及び名誉毀損罪が適用されたとの2月7日の新聞報道について、それぞれ初の適用事案であるか否かの確認
- エ インターネットへの書き込みに関する名誉毀損とその他の名誉毀損との間の名誉毀損罪の適用における違いの有無
- オ インターネット上のヘイトスピーチ防止のために法務省が行っているSNSや掲示板等の運営者に対する取組の内容
- カ 海外サーバーへの書き込みに対応するため、名誉毀損罪と同様に侮辱罪も国外犯処罰の対象とすべきとの意見に対する法務省の見解

(1) 個人情報の取扱い

- ア 一般データ保護規則（GDPR）が施行されたEUに対して、日本の公的機関による個人情報の収集等に関する法的枠組みを説明した政府の文書
- a 同文書のうち、令状によらない捜査関係事項照会について、事業者による回答がより慎重になされる傾向が顕著となっていると記載した根拠
  - b 平成11年に発出した警察庁の通達において、捜査関係事項照会について、回答がより慎重になされる傾向が顕著となっていると記載した根拠
  - c 約20年前の上記通達をEUへの説明文書における説明の根拠の一つとしたことの是非
  - d 捜査関係事項照会に対する事業者の対応状況が約20年前当時と大きな変化はないとする根拠
  - e 捜査関係事項照会への事業者の回答がより慎重になったとの記述について、何ら裏付けのない上記通達を根拠としてEUに対する説明文書を送付したことについての法務大臣の見解
  - f 10年前に警察庁が実施したアンケートは過去の経験と比較して捜査に対する協力を得ることが困難であると感じるかとの問いであったにもかかわらず、過去との比較である旨を言及しなかった3月6日の内閣委員会における山本国家公安委員長の答弁を修正する必要性
  - g 上記通達及び上記アンケートを根拠として捜査関係事項照会に関する現状を説明した上記文書の適否についての法務大臣の見解
  - h 2012年以降、捜査関係事項照会に応じない企業のうち少なくとも3社に対して、照会に応じるように要請した事実の有無
  - i 捜査関係事項照会に応じるように警察が事業者に要請することをやめさせる必要性についての法務大臣の見解
- イ スマホゲーム事業者からの位置情報の取得
- a スマホゲーム事業者からの令状によらない位置情報の取得は任意提出であれば適法との見解を山下法務大臣が示したとする報道についての法務大臣の見解
  - b スマホゲーム事業者が電気通信事業法第2条第5号の「電気通信事業者」に該当するか否かについての総務省の見解
  - c スマホゲーム事業者が同法第164条第1項各号の「電気通信事業を営む者」に該当する場合、同事業者が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の対象に含まれるか否かについての総務省の見解
  - d 同ガイドラインにおける位置情報の取扱い
  - e スマホゲーム事業者が位置情報を令状によらずに提供することについて、同ガイドライン違反の有無
  - f 同ガイドラインに違反して位置情報を令状によらずに提供した事業者に対する罰則及び不適正に提供させた捜査機関に対する罰則の有無
  - g 位置情報を不適正に提供させた捜査官が処罰された事例の有無についての法務大臣の認識
  - h スマホゲーム事業者に対する捜査関係事項照会による情報提供要請が同ガイドライン違反になる場合があることについての法務大臣の認識
- ウ GDPRによる個人情報の域外移転禁止を例外的に認めたEUの日本に対する十分性認定が取り消された場合の日本や日本企業に与える影響

- (2) 平成30年12月25日に閣議決定された特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）で示された外国人材の5年間の受入れ見込数の算出に当たり、試算が示された同年11月16日以降、新たな試算や精査等の実施の有無についての厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の認識

**階猛君（国民）**

- (1) 登記所備付地図作成作業
  - ア 東日本大震災の復興整備事業に資する登記所備付地図作成作業の被災3県における実施状況に対する法務大臣の見解
  - イ 被災3県の沿岸部における登記所備付地図作成作業を促進する必要性及びそのために人口集中地区要件を見直す必要性に対する法務大臣の見解
- (2) 平成31年度東日本大震災復興特別会計予算
  - ア 同特別会計予算における法務省施設整備費の具体的な内容
  - イ 同特別会計予算はもっと被災者の生活再建等のために使うべきで、施設整備には一般会計予算を使うべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 法テラスにおける震災法律援助における被災者の現状の把握の状況
- (4) 毎月勤労統計調査の不正に伴う雇用保険等の追加給付
  - ア 追加給付のための連絡が該当者に届かないことを想定した手続及び経費の算出となっていることの確認
  - イ 追加給付のための事務費を捻出するための方策の確認
  - ウ 見せかけの既存経費の節減ではなく真の意味の節減を行う必要性
- (5) 特定技能外国人の受入れ見込数34万人に到達した場合の出入国在留管理庁の必要人員数及びそのための人件費の増加額

**源馬謙太郎君（国民）**

- (1) 再犯防止推進計画
  - ア 同計画の進捗状況についての法務大臣の所見
  - イ 同計画において検挙者中の再犯者率の削減目標を掲げる必要性についての法務大臣の見解
  - ウ コレワークの利用実績についての法務大臣の見解
  - エ 協力事業主が増えているにもかかわらず受刑者等の雇用が進まない原因
  - オ 入札での優遇等の自治体等が提供するインセンティブが協力事業主の登録だけを増やしているのではないかとの懸念に対する法務副大臣の見解
- (2) 会社法制の見直し
  - ア 不正会計の抑止の観点から社外取締役に求められる役割についての法務大臣の見解
  - イ 上場企業の9割以上が社外取締役を設置している現状であえて義務化する必要性及び義務化したときに期待される効果
  - ウ 社外取締役の設置以外に経営の監督強化のために導入することが望ましい手法についての法務副大臣の見解
- (3) 性暴力被害
  - ア 性暴力被害の現状における課題及び取り組むべき施策に対する法務大臣の所見
  - イ 障害児者等への性被害の実態把握の現状
  - ウ 警察庁における障害児者の性犯罪被害の把握状況

**藤野保史君（共産）**

- (1) 日立製作所笠戸事業所における外国人技能実習の不適切な運用
  - ア 技能実習生が実習計画外の作業に従事している疑いが報じられた日立製作所笠戸事業所及び監理団体に対する指導や勧告の状況
  - イ 技能実習生が実習計画外の作業に従事することによる実習の中止、解雇、帰国というような事態

- を起こさないよう万全の対策をとることについての法務大臣の決意
- (2) 入国管理局収容施設における被収容者の処遇
    - ア 出入国管理法の退去強制手続における全件収容主義の趣旨
    - イ 東日本入国管理センターの視察を踏まえた収容実態についての法務大臣の感想
    - ウ 収容の理由・見通しを示さず、仮放免の不許可の理由も示さないことが、収容者を堪えがたい精神状態に追い詰めているとの指摘に対する法務大臣の見解
    - エ 平成30年2月28日付の仮放免の運用方針に関する新たな指示文書
      - a 送還の見込みが立たない者を送還が可能となるまで収容を継続するというのは矛盾しているとの指摘に対する法務大臣の見解
      - b 「仮放免を許可することが適当とは認められない者」が掲げる「トラブルが見込まれる者」や「仮放免の条件違反のおそれ」という要件を入管が判断するのは裁量が広過ぎるとの指摘に対する法務大臣の見解
    - オ 収容を最短期間に制限する世界の流れに逆行する日本の収容方法は許されないと意見に対する法務大臣の見解

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 国連や条約締約国から条約違反との意見があった場合の法務省の対応
- (2) 2018年に米国国務省が公表した国際的な子の連れ去りの問題に関する報告書における日本国に関する記述
  - ア 報告書で日本が分類された「COUNTRIES DEMONSTRATING A PATTERN OF NONCOMPLIANCE」の邦語訳
  - イ 報告書で日本が「不履行のパターンを示す国」とされる不履行の内容
  - ウ 「abduction」の邦語訳
  - エ 日本が拉致の常習国として米国から非難されていることについての法務大臣の見解
  - オ ハーグ条約を遵守していない状態を放置せず、解決する必要性についての法務大臣の見解
- (2) 我が国のハーグ条約の履行状況に関する本年2月の国連子どもの権利委員会の勧告
  - ア 外務省から法務省への勧告に関する相談の有無
  - イ 勧告で指摘された共同親権を可能とする法改正の検討についての法務省の見解
  - ウ 国連からの勧告に対応しないことは憲法第98条2項に反すると指摘に対する法務大臣の見解
  - エ 条約違反により法的拘束力が発生することが通常か否かの確認
  - オ 法律上義務付けられないと改善に向けた取組ができないのか否かの確認

#### 井出庸生君（社保）

- (1) 被告人カルロス・ゴーン氏の保釈関係
  - ア 保釈時の同氏の変装及び同氏に対する警護は拘置所の便宜供与であったか否かの確認
  - イ 保釈される者が変装・警護を要望した場合の拘置所の対応
- (2) 性犯罪関係
  - ア 暴行脅迫要件の有無を問題とするのではなく、同意のない性行為を罰することが刑法上の性犯罪の本質であるとの意見に対する法務大臣の見解
  - イ 暴行脅迫要件を削除する刑法改正の検討の必要性についての法務大臣の見解
- (3) 民事訴訟記録の特別保存
  - ア 直近3年で、全国の下級裁判所で永久保存すべきとしている民事訴訟の記録の件数及び永久保存対象の記録で廃棄されたものの有無
  - イ 全国の地裁において特別保存等の判断がされないまま放置されている記録の有無及びより多くの訴訟記録を特別保存に指定し公文書館に移管すべきとの意見に対する最高裁判所当局の見解



## 宮崎政久君（自民）

- (1) 現在行われている再犯防止対策における刑務所出所者の高齢化に対する対策についての現在の取組と今後の方針
- (2) 裁判所職員の定員の定め方
  - ア 行政機関職員の定員について、行政機関の職員の定員に関する法律により行政機関全体の総定員を定め、各省庁の毎年の定員数は各省庁の定員規則に委ねている趣旨及び裁判所職員の定員がこの法律に含まれない理由
  - イ 裁判所法若しくは裁判所職員定員法で下級裁判所の裁判官の員数、裁判官以外の裁判所の職員の員数の上限を定め、毎年の具体的な定員数は最高裁判所規則等に委ねて機動的、弾力的に対応することに関する検討の可否についての法務省及び最高裁判所当局の見解
- (3) 司法外交
  - ア 司法外交が目指すべき姿についての法務大臣の見解
  - イ 2020年に京都で開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の開催に向けた準備状況
- (4) 平成27年の法曹養成制度改革推進会議決定で示された法科大学院集中改革期間が今月末で終わろうとしている現在における法曹志願者回復のための法務省の現在の取組
- (5) 新たな外国人材受入れ
  - ア 悪質な事案も指摘される技能実習制度の実習実施者や監理団体が、それぞれ特定技能の受入れ機関や登録支援機関になることが想定されることから、出入国在留管理庁の関係部署や関係省庁で技能実習制度における情報を共有する必要性及び問題のある監理団体等が登録支援機関になろうとした場合の措置
  - イ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の基本的な考え方の中にある、受け入れられる側の外国人も共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であるという趣旨を具体化する施策の内容

## 遠山清彦君（公明）

- (1) 再犯防止対策
  - ア 保護司の活動に対する地方公共団体の理解と協力を得るために法務省が行ってきた取組内容と再犯防止推進計画策定以降の成果
  - イ 人手不足という労働環境にある中での刑務所出所者の雇用拡大の推進に向けた法務大臣の決意
- (2) 運用開始から10年以上経過し、難民審査参与員の問題発言なども指摘されていることから、難民審査参与員制度の在り方について検討すべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 死刑制度に対する法務大臣の考え方